

環境医学に出会って ～臨床環境医学センターの10年～

松井 孝子

学校法人 北里研究所 北里大学北里研究所病院・臨床環境医学センター

〒108-8642 東京都港区白金5-9-1

大学病院・眼科に視能訓練士として勤務していた1998年の夏、教授から「健康住宅で生活をするご家族の健康調査」のお誘いを断り切れず、驚きの3日間を過ごし、1999年5月臨床環境医学センター開設時より勤務しています。

お手本とする施設、環境医学という領域の教科書はなく、全てが手探り。医療の領域を越えた悩みは、多くの方に相談させて頂きました。今も助けて頂くことばかりですが、いつも感謝の思いです。

当初の患者さんは、シックハウス症候群・化学物質過敏症という病気が知られていなかったため重症な人が多かった様に記憶しています。患者さんに接したことの有る方はおわかりだと思いますが、この辛さをわかって欲しい！と、患者さんは電話の向こうでしゃべりまくり…1回の電話が30分は当たり前、1時間を越えることも…。厚労省、環境省の研究班、学会活動、マスコミにより病気の名前が浸透し、もしかしたら?!と自らの不安を取り除くために受診される方が近年増えています。

建築基準法の一部が改正され、皆さんもご存じの通り、新築でシックハウス症候群となる割合は激減しています。しかし測定結果が基準値以内でも体調が悪くなる、リフォーム、新しい家具を揃える等…居住空間で健康障害を訴える患者さんが存在することも事実です。シックハウス症候群と診断する場合には室内空気質の濃度測定の結果が重要です。数年前の室内環境学会で、測定方法についてのシンポジウムがありました。素人の私には難しく、しかし測定方法に統一がなされていないことに驚き、医療の

現場で出来ることを棚上げて某教授に苦情(文句)を言ったこともありました。

医療の現場にできることは限られています。「何の物質に反応するかを調べてきてくださいと言われてたのですが…」と、いう問い合わせがよくあります。当施設では原因物質の特定はガス負荷検査という形で行えますが、ホルムアルデヒド、トルエンの2物質のみです。ガス負荷試験は危険を伴うため裁判等でどうしても必要ということでもない限り検査を行うことはありません。通常の診察では臨床経験的に自律神経・中枢神経に異常を来しやすいことから、瞳孔検査・眼球運動検査・重心動揺検査等を行い、その結果と患者さんの問診、室内空気質のデータから病気を診断してきます。そのため何からの化学物質によって起こっている身体の異常を捉えることはできますが、物質の特定には至らないことがおわかりいただけると思います。

医療は、病気を発症した患者さんの後を歩くという切ないところがあります。開設から10年、厚労省の研究(北里大・相澤)班からシックハウス症候群の診断基準が今年度末に発表される予定です。これにより専門施設以外でも診断が出来ることは有益です。(過去に、厚生省・アレルギー研究班で化学物質過敏症の診断基準を石川先生が作られています)しかしこれは入り口に過ぎず、病態解明により、治療へと結びつけなければなりません。まだまだ先は長いですが、私にできることを積み重ねていこうと思います。